

施印というメディア

——近世後期京都「孝学所」施印の流通と意味——

フアンステーンパール ニールス

はじめに

「施印⁽¹⁾」とは何か。近世文学もしくは書物文化研究に携わる者にとつては、馴染みある用語ではあるが、その正体は必ずしも明確であるとはいえない。というのも、教化目的で無料配布された印刷物という大雑把な定義は定着しているようだが⁽²⁾、その作成・形態・内容・流通・受容などの総体は不明である。というより、それを解明しようとする試みは、乙竹岩造著『施印とポスター』という小冊子しか確認できない。教育史学者の乙竹氏は、施印を社会教化の方法として評価した上、その分類化を図り、欧米のポスターとの比較を通して、内容・用途・形

態的特質を解明しようとした意欲作であった。しかし、石門心学の施印に限定した史料の制約と、日本対欧米という恣意的かつ不安定な分析軸と、そもそも十分な史料の根拠が示されていないことが相まって、現在、その研究成果を有意義に活かすことが困難である⁽³⁾。乙竹氏のほかに、施印を取り挙げる研究は僅かながら存在するが、そのいずれも問題意識が不明確なため、史料紹介の域を出ない⁽⁴⁾。言い換えれば、これらの研究は施印を検討はしているが、施印そのものを検討はしていない。

なぜ施印を体系的に検討した研究がこれだけ乏しいのか。詳細は後述するが、施印ならではの資料的特徴もあるが、それよりも学界の商業出版への執着であろう。というのは、商業出版こそが「中世」と「近代」をまたぐ

「近世」を象徴する、極めて重要な歴史的出来事であった。商業出版は、従来公家や五山僧が独占してきた秘伝かつ口伝の知を広く民衆に開放することによって、中世と異なる近世時代を可能たらしめた。また、そういった「古典」と新たな書物の知が社会に広く浸透し、共有されることにより、国民意識やパブリック圏、いわば近代の基礎が形成された⁽⁴⁾。

以上のような商業出版の意義について異論はないが、もしそれが「無料配布」という要素が今まで見落とされた、あるいは棚上げされた理由なのであれば、腑に落ちない。商業出版の画期性はその書物の有料性ではなく、あくまでもその開放性にある。たしかに、資本原理に基づいて成立した書肆という生産・流通システムによつて、書物の知は一層広く普及できたが、それは書肆を経由しないものは普及できなかった、ということを必ずしも意味しない。実際、施印も大量かつ広範囲で流通していたので、従来の研究関心からみても、十分着目に値するはずである⁽⁵⁾。

しかし、施印に脚光を浴びさせたいと考えるのは、決してそういった消極的な理由ではない。実は、施印なら

では、書物史・思想的問題としての魅力がある。まず、書物史の問題としてみると、施印の流通が着目すべきである。市販の書物の場合、その流通は書肆を軸に展開されるのだが、営利目的でない施印はどうであろう。

世に届けたいメッセージを無事書物の形まで仕上げて、それをいかに読者へ届けるのか、というロジスティクスな問題を施主がクリアしなければならぬ。市場経済の「見えざる手」を借りられない状況のもと、施印の「価値」は誰が決め、どの需要をどのように満たそうとしたのか。施印はこのようなして、商業出版と交錯する、もう一つの書物世界を露わにする糸口になると考える。

第二に、施印を思想的問題としてみると、それを施した人の意図が何であったのかという問いが生じる。施印というのは、私費を投じてでも世に届けたい、という熱い志が込められたメッセージである。人をこれだけ熱くさせる背景には何があったのか。世の中の何に絶望し、未来へどのような希望を抱いたのか。そして、そのメッセージを何故あえて無料で配布したのか。商業出版の研究は、資本原理に動くホモ・エコノミクスを前提としてきたといえるが、施印はむしろ社会原理に駆り立てられ

る人々の視点を加えることにより、バランスの取れた近世書物文化史への糸口となる。

以上、施印とは何かという問題意識を踏まえ、本稿では、近世後期京都にあった「孝学所」の施印を事例に、当所の社約『孝学社中』実明記』と、施印自体に記されている「施印マーク」を主な史料として、その流通（書物史的問題）と意味（思想史的問題）を検討していきたい。

一 孝学所の発端

施印の糸口として着目する「孝学所」とはどのようなところであつたか。簡単にいえば、河瀬友山（一七九一〜一八五七）という人物が京都の水火天満宮境内において設置した、孝道を広めるための組織であつた。残念ながら、孝学所に関する大部分の第一次史料は紛失されてしまったため、その発端の詳細を窺い知ることが困難である。^⑥友山が養老の滝伝説に登場する孝子の子孫であるという由緒書が現存しているが、もちろん伝説自体にも信憑性がなく、友山以前に、河瀬家の誰かが「孝学」め

いた活動を行った資料的根拠もない^⑦。孝道を広めはじめた時期も詳しくはわからないが、友山の二男友明（一八二七〜一九一七）との聞き取り調査を踏まえてできた『朝日新聞 京都附録』（大正五（一九一六）年七月二八日）の記事は、以下のように述べている。

幼い頃の友山翁に付ては漢学者の閑屋佐一に文字を学んだといふより外に何も知られて居ない。閑屋家は今現に本巢郡の鳥場村に居ります。文字を知つてからの友山は幼き眼に映る養老の蛾眉山脈を無限の崇敬を以て仰ぎ見たに違ひありません。養老の山に湧き出づる滝の水、それを汲んだ遠い先祖の友人の姿、まめくしく親に奉仕する孝養の家庭、此等が一々友山の優しい感情に刻み付けられたに違ひありません。斯く刻み込まれた諸々の印象が一の抱負として体现された時彼は孝の宣伝者として天保九年の春の頃始めて京に上つたのでした。実に四十八歳の分別盛りで、その著「孝行鏡」の自序によると、西洞院通下立買上る所に孝学堂を開いたは同年六月二十五日だとあります。燃ゆるが如き熱烈な弁は直に聴者を魅するに足るものがあつたでしやう。寺院や

神社や私人の宅を借り受けて到る処に孝道を説き廻りました。一度孝学堂の門を潜つたものは不孝をやられぬ証拠に孝行皿一枚宛をくれました。孝養門と名くる印刷物をも頒けました。斯くしてその教へを享くるもの日々に増加して今は学堂も狭きを訴へるやうになつたので、天保十二年正月二十九日に堀川頭水火天神の処に引移つて新に講堂を開いて之を孝学所と名づけました。其年三月二十四日養父(従弟)友義から家督を譲り受けたのである。

以上の事実関係のすべてを現存史料で裏付けることはできていないが、すくなくとも矛盾はしていないため、新たな史料が浮上しないかぎり、この記事に従いたい。

二 孝学所の活動

孝学所の活動を展望できる史料として、『(孝学社中)実明記』(のち、『実明記』と略す)がある。題名からもうかがえるよう、孝学所の社約という性質のもので、十一丁にわたって、その思想・制度・活動をかなり叮嚀に述べているものである。それによると、河瀬友山が普及

しようとした孝道は、具体的に「儉約の孝徳」であつたことがわかる。

儉約の孝行すべし、其孝銭年月積りて孝たり。
其孝代も積り、銭の内にて一日に一銭宛の施しをして、孝徳を積が孝学の社中に連りたる所詮なり
(二丁ウ・二丁オ)⁽⁸⁾

要は、孝学所の所属会員に求められているのは二つのことである。第一に、儉約して、「孝銭」を貯金する。その儉約方法とは、「買物等ハ猶更に十銭の買物も八文と孝行し、百文の入用も爰が孝行じやと思ひ、八十文にて辛抱」するように、日常生活の出費を八割で抑えることである。貯金の用途について、例えば、女子は自分の「嫁入りの拵へ」、男子は「世帯の入用」という例は挙げられているが、詳細な規定はなく、各家庭の判断に任された。むしろ、孝学所の立場からして、「衣類・食事・諸道具・万事に至る迄、我分限を顧て奢らぬ様心掛、天地の父母の御心を安んずるのが孝行なり」というので、節約を通して養われる分限意識や私欲抑制力が狙いであつたと考える。

この「孝銭」のほかに孝学所会員に求められたことは、

一日一銭を孝学所に寄付することである。この寄付金は、いわば会費であり、孝学所が運営される資金となった。

その用途は、大体三つに分けられる。第一に、孝学所が

行う祈願・祈祷・供養の経費である。具体的にいえば、

天下泰平・諸穀豊穰・御国家安全・孝行繁昌・孝

心成就の御祈祷料○孝連人々の先祖代々両親へ

孝養の為、永代の御供養料○永々御膳・御燈明料

○御神酒・御餅・菓子其外一切御備へ物料と成

(二丁ウ・三丁オ)

第二に、河瀬友山が各地で行う「孝席」(講席)である。「孝席」自体は無料で提供されたので、これらにかかる経費(宿泊と飲食費であろうか)は孝学所が負担しなければならなかった。神戸・大阪・美濃・飛騨・江戸などにも出張したが、伏見奉行の内藤豊後守の支援をえて、「伏見孝釈所」での孝席がもっとも多かったと思われる⁽¹⁰⁾。

第三に、出版物である。孝学所が発行した出版物を、その用途において二種類に分けることができる。孝学所会員向けのもの、一般向けのものである。前者の検討は本稿にて省略するが、後者については、施印もその範疇に入るので、次節以降に詳述する。

三 孝学所の施印

孝学所がいつまで続いたのかは不明である。設立者友山は安政四(一八五七)年三月に没するが、安政五年の刊記を持つ出版物も存在しているため⁽¹¹⁾、孝学所は天保十二(一八四一)年開所から、少なくとも十六年間は活動を続けていた⁽¹²⁾。その間、数多くの私家版を世に出したため、その分の運営費、転じて会員数が確保できるほどに繁昌していたと考える。

しかし、孝学所の盛んな出版活動を整理しようとする、いくつかの難題に直面する。第一に、私家版であるため刊記情報が乏しいこと。書肆仲間を経由せずに出版されたため、刊年などを明記する義務もなく、不記の場合が多い。よって、出版順を特定することが極めて困難である。第二に、再版・改版が多いこと。営利目的でない私家版であるため、大量生産の必要性もなく、必要な時に、必要な部数を増刷したと考えられる。このために生じた内容と装丁における異同もまた整理しにくいのである。第三に、河瀬友山本人ではなく、弟子による出版

表1 孝学所出版物一覧

	題名	丁数	寸法	刊年
1	孝養門 全	7	半紙本	1832
2	孝学感応録 和合編	8	半紙本	不記
3	孝学感養記 和合編	15	半紙本	1847・改再版
4	孝学食礼記 和合編 全	13	半紙本	不記
5	孝学祭礼記	5	半紙本	不記
6	孝学食慎録 和合編	23	半紙本	1847・再改版
7	〈孝学社中〉実明記 全	10	半紙本	1849・再改版
8	費八分記 完	8	中本	1851
9	いろは歌孝行鏡	6	半紙本	不記
10	〈水火和合〉灯明記	2	半紙本	不記
11	孝学衣慎録 和合編	37	半紙本	1858・再改版
12	孝掟	1	31.8x68.7	1841・再改版
13	いろは歌孝行鏡	1	27.9x39.3	1855
14	孝学講釈	1	19.5x26.7	不記
15	大聴利徳の最上	1	24.8x34.7	不記
16	孝行繁昌・孝心成就	1	23.8x16.7	不記

物も多い。これら書物を孝学所のものとして見るべきかどうかも判定しづらいところである。

以上の理由から、現時点で細部まで行き届いた出版物一覧を提示することは到底できない。しかし、本稿の趣旨からして、孝学所の出版活動全体をある程度捉える必要があるため、以上の難点を述べた上で、孝学所の出版物を【表1】に整理した。

では、孝学所の書物のうち、果たしてどれが施印に当たるのか、それを識別するのは極めて困難である。というのも、もし施印を教化目的で無料配布された印刷物と、従来どおりに定義するならば、教化の範疇をどう設定するかという問題を取りあえずしておいても、配布方法に関する確定的な証拠がない以上、施印と断定することが不可能である。万一、無料配布のつもりで出版されたことが印刷物に書かれていても、それが実際に行われたかどうかはまた別の問題である。また、同版の書物が、一部は無料で配布されたり、一部は有料で配布されたりしたことも論理上にある。さらにいえば、最初に無料で配布された書物が、その後誰かに販売され、転売され

表2 孝学所施印一覧

	題名		所蔵	施印マーク
2	孝学感応録	A	東洋大学	施主西村氏
	同	B	京都女子大学	施主西村氏
	同	C	水火天満宮	施主西村氏
3	孝学感養記	A	岐阜県図書館	自他法界/平等利益/尾州春日井郡王野村/小嶋小十郎印施
	同	B	水火天満宮	自他法界/平等利益/大阪堺筋南久太郎町/菅野直次郎
	同	C	国学院大学	自他法界/平等利益/大阪堺筋南久太郎町/菅野直次郎
	同	D	私蔵	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	E	私蔵	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	F	私蔵	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	G	私蔵	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	H	水火天満宮	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	I	奈良教育大学	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	J	滝中学校・滝高等学校	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	K	筑波大学	自他法界/平等利益/尾州熱田駅/新桔梗屋喜三郎印施
	同	L	筑波大学	孝学に入便りにも成かしと/浮世の風にちらす言の葉 尾州熱田駅/新桔梗屋/施主喜三郎
	同	M	水火天満宮	施主某
4	孝学食礼記	A	筑波大学	孝学に入便りにも成かしと/浮世の風にちらす言の葉 尾州熱田駅/新桔梗屋/施主喜三郎
	同	B	水火天満宮	六十越て一孝立る食礼記/本卦帰りの家土産にせん 京都西村卯の母/恵順尼/彫板施主
	同	C	内藤記念くすり博物館	六十越て一孝立る食礼記/本卦帰りの家土産にせん 京都西村卯の母/恵順尼/彫板施主
5	孝学祭礼記	A	国学院大学	京都上堀川水火天神孝学所/施配方/施主
	同	B	内藤記念くすり博物館	京都上堀川水火天神孝学所/施配方/施主
6	孝学食慎録	A	水火天満宮	名古屋車之町/丑田喜兵衛印施
	同	B	玉川大学	名古屋車之町/丑田喜兵衛印施
8	費八分記 完	A	水火天満宮	施主堅田浦西年女
	同	B	玉川大学	施主堅田浦西年女
10	〈水火和合〉灯明記		私蔵	水火天神孝学所孝弟/孝湖堂法橋友義施印 北野天満宮工大願成就 為恩礼報謝婦女施印
11	孝学衣慎録		岐阜県図書館	濃州不破郡表佐村/孝学社中施板
12	孝掟		水火天満宮	孝学道人孝弟/湖東孝湖堂友義印施
13	いろは歌孝行鏡		私蔵	濃州郡上八幡御城下孝聞中施板
14	孝学講釈		国学院大学	施配方孝弟中
15	大聴利徳の最上		私蔵	尾州熱田駅/孝聞中施板
16	孝行繁昌・孝心成就		水火天満宮	飛州高山孝学社中施印

ることもまた可能性として否
 めない。一冊の書物が、その
 寿命において、たまに施印と
 して、たまに有料の書物とし
 て流布していくこととなる。
 これらの可能性を考えると、
 教化目的で無料配布された印
 刷物、という定義は施印の分
 析を困難にさせていることが
 わかる。
 よって、本稿においては、
 分析の実用性を重視し、別の
 定義を採用する。施印を、施
 印であることを明記する書物
 とする。要は、一つの書物は
 実際には無料で配布された確
 定的な証拠がなくても、施印
 であることを表明している限
 り、それを施印と捉える。そ
 の表明は、孝学所の書物の場

合、文章の末尾や見返し（前・後とも）に「〇〇施主」「〇〇施印」「〇〇印施」「〇〇施板」の印が付いている形を取る。これらの印を「施印マーク」と名付けたい。孝学所の書物の全国調査の中で、施印マークが付いているものだけを整理したのは【表2】である。これらの施印の流通と意味について、『実明記』と「施印マーク」を手掛かりに、次節において分析していく。

四 施印の流通と意味

孝学所の施印は、それを施した人すなわち施主にとつてはどのような意味をもったのか、そしてそれがどういった手段で読者に届けられたのか。この流通と意味の問題を解明するため、本節は主に孝学所の社約『実明記』と、「施印マーク」という二つの史料を利用するが、その分析を分けて行うこととする。というのは、前者は孝学所の理念を体系的に述べるものに対して、後者は孝学所の実践を断片的に表すものであり、史料の性質は異なるからである。分析こそは別に進めるが、その結果は合わせて孝学所の実態を物語っていると考える。

(一) 『実明記』が物語る施印

流通

孝学所の施印は会員にも渡されたようだが、問題は非会員への流通である。会員である以上、連絡が取れるつてがあり、また本人が孝学所のメッセージに共鳴し、施印の内容に関心があることは自明である。しかし、会員でない、その他の不特定多数の人々から、施印が渡されても真摯に受け止めてくれる人をどう見つけるのか、これが普及活動のボトルネックとなる。孝学所はその難点をくくするために「施配方」という配布担当役職を設け、それを「施配惣締方」の監督のもと、配布に努めさせた⁽¹³⁾。

配布を監督するのは、もちろん流通管理上のメリットも考えられるが、その他、公儀を意識した対策でもあったようである。施印とは書物仲間を経由して流通していない以上、法律的な縛りが薄かったかもしれないが、孝学所は伏見奉行の支援も受けていたため、発信しているメディアにある程度は慎重でなければならなかった。そ

の憚りは『実明記』においても反映されている。

孝行を導くを御上ミへの奉公とす。故に孝学の導に附、誹謗の筋有之候ハ、蔭言を止て、無遠慮尋聞にて被成候。若妬誹等を以て孝導を妨げ善行を差押る杯の不孝者有之におてハ、無^{よんどころなく}其次第相達し可^{もちふ}奉^{まつ}申上候成と有^{あり}(五丁ウ)

孝学所の活動を悪くいう人がいれば、悪口をもつて反応するのではなく、報告するようにと促している。会員は勝手に孝学所を代弁しようとすると、もめごとが悪化し、孝学所の印象が悪くなる心配から生じた規定であろう。同じ懸念は施印に関しても存在したことは、『孝掟』からもわかる。

施本のケ条摺物・施し扇・所々の孝席・常灯・御膳そなへもの永栄御御祈禱の雑用となり。孝中施配方の面々これを取扱ふ。審ならず正しからざる事ハ、決て取用ひざるが孝学一派の定式にして、孝を積、益を施すの最上也⁽¹⁴⁾

孝中施配方を設けることにより、「審ならず正しからざる」情報の濫用を防ぎ、個人が確かなる功德を積める

こと、国益をもたらせることと同時に、孝学所が世間的なトラブルに巻き込まれないようにも読める記述である。では、施配方はどのように施印を配布したのであろう。『実明記』に引用されている、孝学所が「諸国辻・小路・接待所・市中茶屋門」などに貼りだした「施印弘め」はまず二つの手段を明記する。

京都堀川頭 水火天神の御社孝学性より、孝行に基附べき様の書類・摺物 施しに出し候間、思召の御方ハ無遠慮受に御越可被成候。孝学孝釈孝席ハ何れに御座候共、謝礼・席料等ハ一切受不申候。施印の摺物ハ席毎に出し候なり

(六丁才)

要は、第一に、関心のある者が直接孝学所まで足を運んで、施印を取りに行く手段があつた。また、第二に、孝学所によつて行われた講釈の際、聞き手に配るパターンもあつたのである。これらに加えて、第三に、施印版木の貸し出しも行われた。『費八分記』の末尾の注意書で、その行為がこのように促されている。

此書中の益味、宜敷と思召方々ハ御遠慮なく御再被成、山家・海浜までも広く御弘め下され度

候。且又、施主の御志ある御方へハ板行御かし
申上候間、是また御遠慮なく御つかひ可被下候（九
丁才）

書類上に確認できるパターンはこの三つのみだが、このほかにも存在した可能性がある。また、これらのパターンは全ての施印に実施されたのか、それともなんらかの事情により使い分けられたかどうかとも課題として残る。

意味

孝学所の多くの書物はなぜ施印として出されたのか。結論から言えば、「功德を積む」と「名を後世に揚げる」という、孝学所の会員にとつての二つの課題と関係する。

孝学所は孝道を広めるための組織であったことは上述したが、その具体的な実践は「功德を積む」ことにあった。というのは、河瀬友山の「孝」理解とは、両親への孝養という狭い意味を超えた、壮大なスケールのもので、「孝」は「諸道の要、善行の根元、積徳の最上」であり、その実践は、「災難消滅・富貴繁昌」や、「無病延命・信心成就・天下泰平・国家孝行・諸穀

豊穰」（一丁才）をもたらす効果があるという立場であった。道徳のすべてが「孝」に始終しており、その実践は世の中を全体的に良くする。このような「孝」理解は「功德」に近いことは言うまでもなく、友山自身も、その著作の中で「功德」を「孝徳」にモジることが多いため、もとより「功德」を発端に、自分の「孝」思想を構築したと考える。

では、功德は施印とどう関係しているかについて、『実明記』にはつきりとこう書いている。

世に功德を積の最上を尋る人有しに、孝師答て曰、「国益に成べき善行の書物、又諸人の為筋に成べき孝書を世に広く施すが最上なり」と宣へり（三丁ウ）

「孝師」とは孝学所内の肩書であり、それが具体的に誰を差しているかは不明だが、その主張はおそらく河瀬友山の立場を代弁している。書物を施すのは、「功德を積の最上」である。この場合の書物は、文章に表紙をつけて綴じれば何でもよい類のものではなく、「国益」もしくは「諸人の為筋」に役立つための本でなければならなかった。この点について『孝学感応録』には次のような補

足がある。

益なき書物杯ハ決て施すべからず。著者ハ暇有にもせよ、読見る人の日間費紙の費が大いなり。無益の書物を施してハ却て陰徳を破るべし。其外巻紙等にてても無益に白紙を書費すべからず（二丁ウ・三丁オ）

施印は軽々しく出すものではない。それなりの内容を準備できなければ、却つて読者の時間と、紙の資源を費やすこととなり、世に不益をもたらすこととなる。納得のいく主張だが、人の暇と世の資源を気にするほどのであれば、そもそも口頭で伝えてもよかつた。にもかかわらず、なぜ孝学所はあえて「書物」にこだわつたのか。『実明記』はこう説明している。

食を施す共、暫くの口服を養ふまで也。金・銀・錢を施す共、当時の窮難を防ぐ迄也。広く国益と成、永く後世迄の孝徳にハ成べからず。施しも仕様によつて徳を失ふ事も有べし。書物ハ万代に残り朽ざるの益宝なり。代々の人が見る度毎に善道に感ずれば、譬用迄に至らず共、自から一善生して一悪去べし。若一ケ条にても用ひる人

有時ハ、其功德は孝太無量にして尽すべからず。又見聞に感じて写し用る人も有べし。又借受て読で感ずる人も有べし。然ハ後世至て一枚の書物を以て幾十人善道に感ずるも計り難し。一人感じても一善生じて一悪去。其感徳ハ皆施主の身元へ歸り不思議の功德を蒙るべし。故に当孝学門におゐてハ孝の社中へ連りし人を施主の元として、国家万民の為に孝養の書物を広く世に施し孝行を勧るを第一とす（三丁ウ・四丁オ）

書物は「万代に残り朽ざるの益宝」であり、時間と空間に拡充していく機能性がある。時間とは、書物が読書されることを通して消耗されないため、所有者から所有者へ譲られ、代々伝承されていく。空間とは、書物の内容を知ることができるのは、所有者はもちろん、借用や写筆、読み聞かせなどを通して、他人まで及ぶことを表している。書物の功德は時空に広がり、だんだん増していくものである。そして、膨大な功德はすべて書物を施した者に還元されていく。

そもそも、功德を積むことは、配布する以前の段階から始まつていたのである。孝学所には、以下のような興

味深い実践があつた。

尤^{もつともそのほど}其^い施^しし出す^{だす}所の^{ところ}施^せ本^{ほん}・摺^{すり}もの等^{とう}にハ深く慎^{しん}心を込^こめ、供^く養^{よう}・祈^き禱^{たう}の精^{せい}力^{りき}を納^{おさ}め『孝^{こう}養^{よう}文^{もん}』真^{しん}読^{どく}勤^{きん}行^{ぎやう}の孝^{こう}徳^{とく}を積^{つみ}、而^{しかうして}後^{のち}に施^ほし出^だすなり(四丁オ・五丁ウ)

施印は、単なる書物と違つて、そこに精力を込める必要があり、その手段として『孝養文』の真読勤行が実践された。『孝養文』は、孝学所入会の際、会員に渡された、僅か四〇〇字弱の文章である(【翻刻1】)。文章の冒頭に「奉清浄拝読」とあり、本文の「孝」字が一貫して台頭されていることから、ある種の「聖」なる性質を帯びたテキストであつたことが明らかである。朗読を通して、その「聖」を施印にも注入しようとした実践であらう。『孝養文』の朗読効果について、同じく新会員に渡された『孝養文功德書』も詳しいので、併せて参照していただきたい(【翻刻2】)。

以上、施印と「功德を積む」こととの関係を解明したが、「名を後世に揚げる」ことはどうであらう。表現自体はもちろん『孝経』(開宗明義章)に由来し、そこに「身を立て道を行い、名を後世に揚げ、以て父母を顕す」こ

とが、「孝の終わり」の命題として明記されている。両親から授かつた身体に傷をつけないのが「孝の始まり」だが、立身出世して、善業や偉業を通して、同じく両親から授かつた名を世間に轟かせ、後世にも忘れられないようにすることが求められた。この命題は、友山にも強く意識され、その著作に一貫している。例えば『孝学衣慎録』の主題である「衣を慎む」べき理由も、以下のよう

に、名を揚げる措置として説明されている。
名^なを揚^あげ、道^{みち}を行^{おこな}ひて、後^{こう}世^{せい}の栄^{さか}へを願^{ねが}ふ人々ハ、先^{ます}衣^い類^{るい}より慎^つしむべし。釈^{しやく}伽^かハ捨^{すて}れる繼^{つぎ}切^{ぎれ}を拾^{ひら}ひ、是^{これ}を縫^{つぎや}合^あせ、衣^い服^{ふく}とす屎^{ふん}葬^{そう}衣^いとか号^なて、今^{いま}の七^{しち}條^{じやう}袈^け裟^さ則^{すなは}ち是^{これ}なり。衣^いを先^{さき}として身^みを慎^つしミ、本^{ほん}朝^{ちやう}まで其^{その}名^な高^{たか}く釈^{しやく}尊^{そん}と敬^{うやま}ふ。又^{また}往^{をう}古^こより一^{いつ}派^ぱを開^{ひら}ひて、名^なを後^{こう}世^{せい}ニ伝^{つた}へる祖^そ師^しハ、皆^{みな}供^{とも}ニ先^{ます}衣^い服^{ふく}より慎^つしミ、破^{やぶ}れ衣^いニ千^{せん}切^き袈^け裟^さ、蒲^{がま}の脛^は布^ふニ切^き草^さ履^り、身^みの飾^{かざ}りを慎^つしミ、孝^{こう}名^{めい}を後^{こう}世^{せい}に揚^あげ、父^ふ母^ぼを顕^{あら}はし、衆^{しゆ}人^{じん}より永^{なが}く参^{さん}拜^{はい}の尊^{そん}敬^{けい}ニ預^{あか}られしなり(二

十七丁ウ)

釈迦が日本に知り渡るようになったのは、その庵末な服装のためであつた論理はやや強引であるが、これはむ

しろ友山の「孝」構想の醍醐味でもある。要は、如何に些細にみえる物事でも、実際「孝」の範囲内にあり、思わぬほど大きな効果をもたらすことができる。服装を慎みさえすれば、誰だつて釈迦のようになれる可能性さえ秘めている論理である。施印の意義もまたこの論理の延長線にあることは、以下の『孝学感応録』の記述からもうかがえる。

釈迦しやかも広く経きやうもん文ぶんを施ほどこして本朝ほんちやうまで釈尊しやくそんと敬うやまれ、孔子も経書きやうしよを施ほどこして文宣王ぶんせんわうと国家こくわまで尊とうとむなり。皆是書そのくにの施しし有あるが故ゆゑなり。書しよの施ししなかりせば、其国そのくににても其名そのなを知る人しるもの稀まれ成なるべし。是等これらも皆親先祖みなおやせんぞへの孝行きやうならず哉や（二丁才・二丁ウ）

書物は人の為になる情報を時空超えて伝達させるメディアであると同時に、その著者の姓名を広く後世に伝えるものである。釈迦と孔子のような聖者でも、書物の力なくしてその存在は忘れられたかもしれない。一冊の施しでも、名を揚げ、親孝行の命題を果たすための一歩であるという孝学所の主張は、名を後世に残す手段がさほど多く整備されていなかった庶民層にとって、大変魅力的なテーゼであつたと思われる。

（二）「施印マーク」が物語る施印

流通

施印マークを見渡すと、その一部が極めて類似していることが目につく。たとえば、『孝学感養記』【3A】【3B】【3H】や、『孝学食礼記』の【4A】【4B】のマークは同様な意匠のもとで作られたことが一目瞭然である（資料の施印マーク図画は本稿本文の末尾に付した。この統一性は何を意味するのか。一つの可能性として、上述した孝学所の統括が考えられるが、デザインの統一性は施印マークの一部にしか見られない以上、説明が付きにくいのである。もう一つの可能性として、施主がすでに流布している施印マークを真似たことである。しかし、同じデザインは、同名の書物にしか見られない。もし単にデザインを個人的に真似ることがよく行われた行為だとすれば、もっと広い範囲における類似性が確認できるはずである。

ならば、デザインの統一性のもっとも納得がいく説明

として、施主同士が合意して、集団としてデザインを決めたことである。そして、たとえば【3A】【3B】【3H】に見える「自他法界／平等利益」という表現は、その集団はある程度、孝学所の統括から独立な立場であったことを示唆している。この表現は一つの行為が宇宙全体に平等に益するという意味の仏語であり、宗派を問わず、祈願や塔婆によく使われる文言である。その趣旨は、孝学所が施印に対して懐いたスタンスと一致するものであるが、文言自体は孝学所の書物に一切表れていない。ならば、その提言は孝学所から降りてきたよりも、施主本人から考案されたと考えるのが自然であろう。要は、孝学所は、施印の流通をある程度監督しようとしたが、詳細な規定は設けなかったか、実施しなかったか、できなかったかということになる。施主行為は、ある自主性のもとで行われたと考えるべきであろう。

施印マークが押された位置も検討すべき対象である。上述したように、マークがあるのは、たいてい、末尾が見返しである。また、同じマークが複数の本にある場合、たいてい同じ頁かつ同じ位置にあるので、何らかの拘りがあった可能性が高い。私費を出して、せっかく施主と

なった書物にマークを付ける際、それを適当に押したとは考えにくいのである。ならば、位置の差をどう説明すべきか。二つの事例を通して考えてみたい。

まず、【3I】と【4A】をみていただきたい。同じマークが異なる書物に、異なる頁に押されている。発行順序は断定できないが、おそらく【4A】が先、【3I】が後となる。というのも、マークは大体同じところで押されていることを考えると、もし【3I】が先であれば、【4A】のマークも見返しに押されたはずである。逆にいえば、【4A】が先で、【3I】のマークが見返しに移ったことは、末尾に押すスペースを十分に確保できなかったと想定できるのである。こういう事情が生じたのは、孝学所による書物発行と、施主による施主行為は個別の作業であり、協同関係がなかったか、薄かったということである。お互いに合わせる必要性はなかったようである。

次に、【3A】【3C】の「西村氏施印」マークの位置の差に着目していただきたい。⁴⁵⁾この現象に二つの解釈があると考えられる。第一に、意図的に生じたと考えられるならば、施主が自分が施す本を施した後にも、識別できるための目印をつけたかったことが考えられる。上述したように、

施印の一つの魅力はその拡充性にあった。時代的にも、空間的にも広がる可能性を秘めたものであった。ならば、自分が施す本の施印マークの位置をずらすことにより、のちほどその本がほかの人に譲られても、もとの被施配者が特定できる。これは、誰がいつごろどの経由で入手したのか、という時空の拡充性を観念的ではなく、肌で感じることである。施印マークはこのようにして、いわば追跡装置の機能を果たした可能性がある。

さらに一つ、施印マークの位置変更が無意識に生じたと考えるならば、施主がこのマークを別の時期に押した解釈がもつとも腑に落ちる。というのは、自分がこれから施そうとする書物に一斉に施印マークを押した場合、流れ作業ですべて同力所に押すはずである。マークがずれているということは、施主は必ずしも自分が施す書物を一括で施すのではなく、必要な時に、必要な分だけを手して施したことを物語っている可能性がある。要は、一回限りの行為ではなく、継続的に進めたということになる。

意味

施印を施すことは施主にとつてどのような意味があったのか。一部の施印マークに、「自他法界／平等利益」という表現があったため、その施主は孝学所の「功德を積む」命題に共鳴したとうかがえるが、「名を後世に揚げる」ことについてはどうであろう。マークの名義を見ると、これは一見さほど大事にされなかったようである。というのは、このマークに三つのタイプがある。第一に、「施主某」などを記す匿名マークである〔3M〕⁽¹⁶⁾。第二に、「孝学社中」「孝聞中」「孝弟中」といった形をとる集団名義である〔5A〕〔11〕〔13〕〔14〕〔15〕〔16〕。第三に、施主一人を記す個人名義である〔3ABHL〕〔4AB〕〔6A〕〔12〕。「名を揚げる」目的からして、匿名と集団名義は意味をなさないことはもちろん、個人名義でさえ、氏名の一部や出身地といった限られた情報しか公表しないマーク〔2AC〕〔8A〕〔10〕もあるため、あまり役に立たない。

この孝学所の「揚名」理念と、施主の実践との矛盾をどう説明すべきか。背景には「陰徳」と「揚名」との葛

藤があると考え。孝学所は、「功德を積む」を第一としたことは上述したが、実はその功德は「陰徳」、すなわち人に知られないところの功德として言及されている場合も多い。河瀬友山が孝学所を設置する以前に広めた施印では、「人我を敬ざるハ我不徳と心得、弥陰徳を積むべし」や、「衣体ハ見苦しく人に侮られるを陰徳といふべし」、「財宝よりハ陰徳を積で子孫へ譲るべし」とある⁽¹⁷⁾。また、『孝学衣慎録』の序文を寄せた淡海源芝という方は、河瀬友山の活動を「平生孝道ヲ説キ、旁ク陰徳崇儉ヲ講ジ、書事ヲ以テ世ヲ教導ス」（原漢文）と表現している。

だが、孝学所が求める「功德」を「陰徳」だとすれば、それが「揚名」命題と相反していることが分かる。匿名に陰徳を積むか、堂々と名乗って揚名するか、という選択肢の前で、人々は戸惑ったはずである。実際、その躊躇を回避するための措置が『実明記』において示唆されている。

孝の本へ御名前出す事御遠慮の御方ハ、御社中の孝名帳へ記納る而已にて、強て名前を出すにハ及び不申候。社中に連り姓名を顕し出す事ハ名利・名聞にあらず、孝学の本意に任せ、先祖の血流を明らかに、孝名を後世に伝へ置ハ、先祖親々江の孝養

にして、子孫永栄の爲筋、孝行に導の便りにも
相成べし（三丁ウ・四丁オ）
あいなる

孝学所の書物では、「孝」字を同音のものに入れ替えてモジることが多いため、ここである「孝の本」も「此の本」と読むべきであろうが、それが具体的にどの本を差すかは不明である⁽¹⁸⁾。筆者はそれを広く施印と理解するが、どの本であろうとも、この記述からは三つの重要な点がわかる。第一に、人々は名前を公表することをためらっていたこと。第二に、名前を公表することが「名利・名聞」のためでないとあえて強調されているところから、公表躊躇の背景に、世間にそう勘違いされる恐れがあったと考える⁽¹⁹⁾。第三に、たとえ公表しなくても、「先祖の血流を明らかに、孝名を後世に伝へ置」くことが大事であるため、その代わりに孝学所で管理されたであろう「孝名帳」に姓名を記すことができたのである。

『実明記』にうかがえるこの心理が施印における姓名公表にも働いたとするならば、匿名名義と断片的な情報しか記さない個人名義の存在も納得がゆく。孝学所会員は「揚名」はしたいが、同時に「陰徳」も積みたたく、世間に「名利・名聞」と勘違いされるのも避けたい。姓名

を公表しないことがこの葛藤への妥協として生じたであろう。しかし、これは没個性的な意味合いがないことは指摘しておく。個人名義の施印マークは、書物一部につき一つしかない。【37】【38】【30】に見られるような、同士企画されたと思われる施印も、各施主が施印を個別に出したのである。というのは、個人名義で出された施印に伴ってくる「陰徳」や「揚名」効果は、人と共有すべきものではない、むしろ強い個人意識があつたと考える。

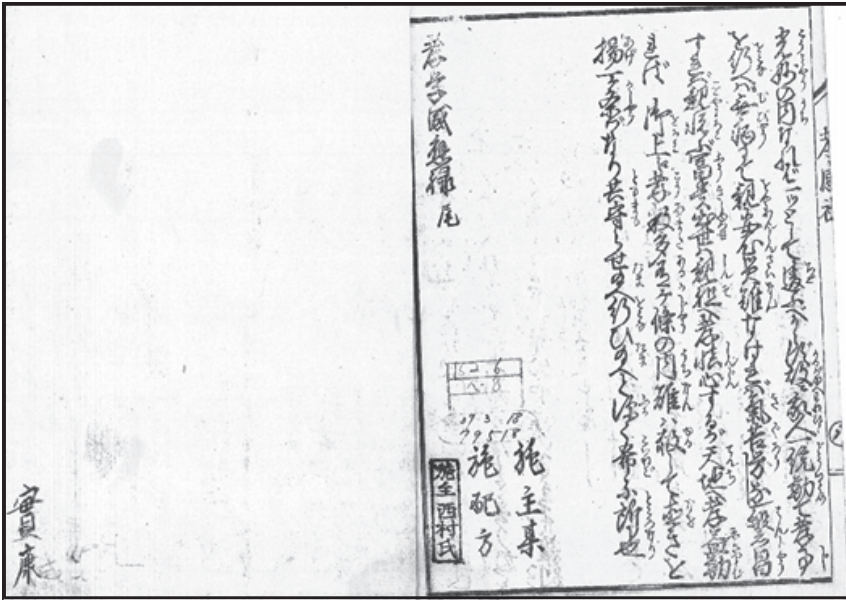
おわりに

孝学所の施印を事例に、当所の社約『実明記』と、「施印マーク」を主な史料として、その流通（書物史的問題）と意味（思想史的問題）を検討してきた。当所の文書類はほぼすべて紛失され、限られた資料的状况のもと、憶測を働かしたところも多々あり、本稿をもつて施印のことを言いつくしたとは到底いえない。そもそも、施印に関する先行研究が乏しいため、孝学所の事例が異例なのか、代表例なのか、それすら決めつけることが現時点で危ういのである。そういう意味で、本稿は試論で終わっ

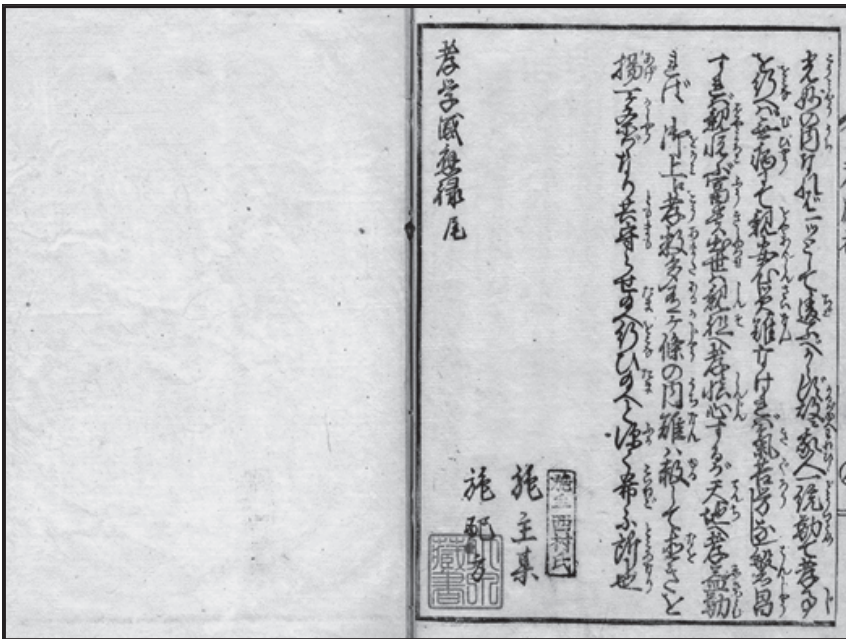
たと認めざるを得ない。

しかし、試論とはいえ、すくなくとも以下の三つを示すことができたと考える。第一に、従来の研究は施印の書物史・思想的な可能性を見落としていた。第二に、その可能性を引き出すために体系的な検討が必要である。第三に、体系的な検討のため、施印を「施印であることが明記されているもの」と再定義し、「施印マーク」に着目すること有効的である。

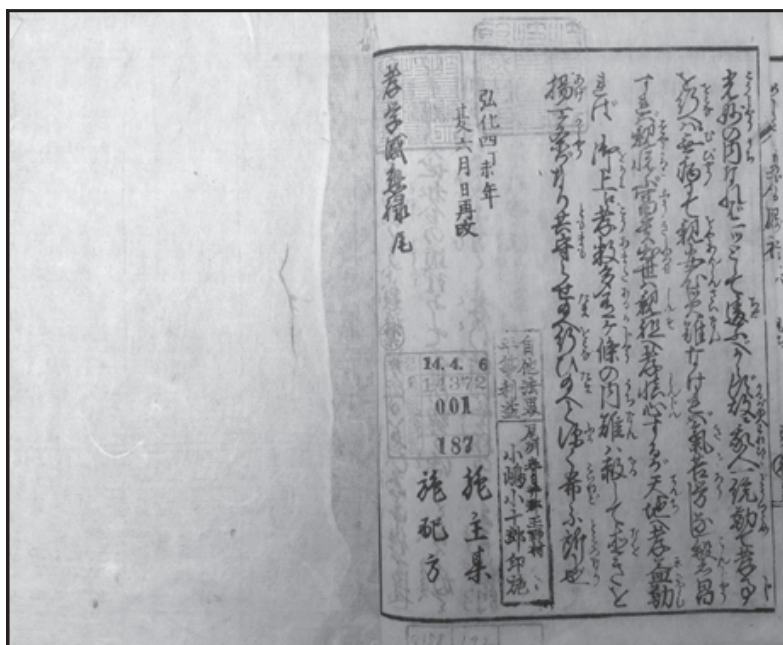
この三つの指摘には、施印が研究者の視野に入る望みはもちろんだが、そのほかに、古書店・資料館・図書館等に勤めている方々への呼びかけも含まれている。施印の体系的な研究のためには、まず施印を体系的に収集することが必要であるが、先行研究と同様、図書を取り扱う機関においても、施印が充分に着目されてこなかったため、大体の目録やデータベースに、施印であるという書誌情報が漏れている場合が多い。この点を改善してはじめて、施印の体系的な検索、転じて本格的研究が可能となる。学界の商業出版への執着によって埋もれた、もっとも熱い志の近世出版文化史が描けられるように、ご協力をお願いしたい。



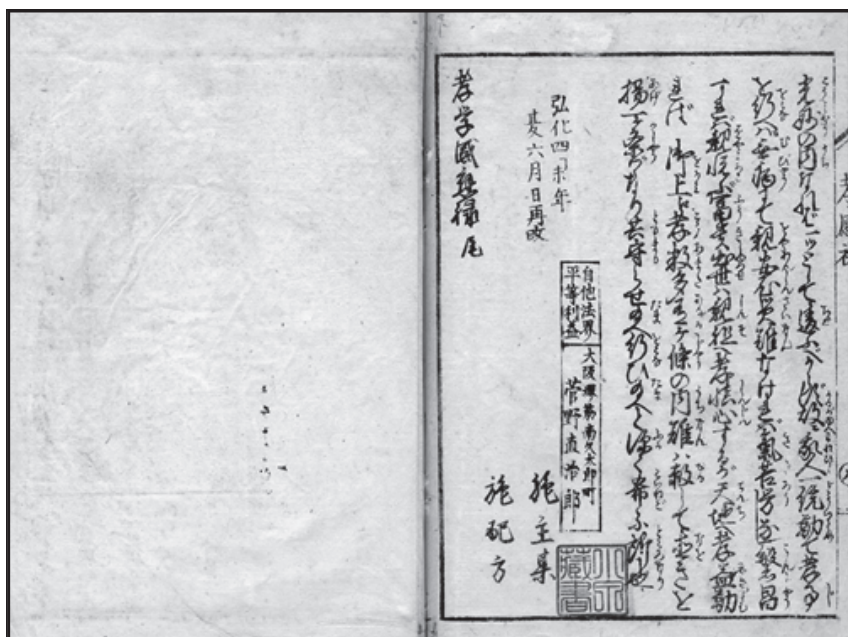
【2A】『孝学感応録 和合編』卷末



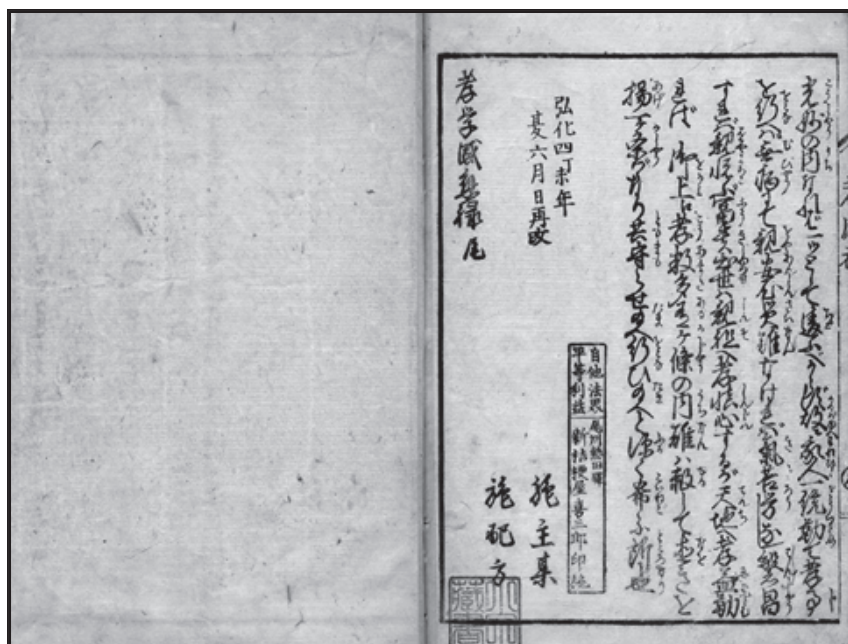
【2C】『孝学感応録 和合編』卷末



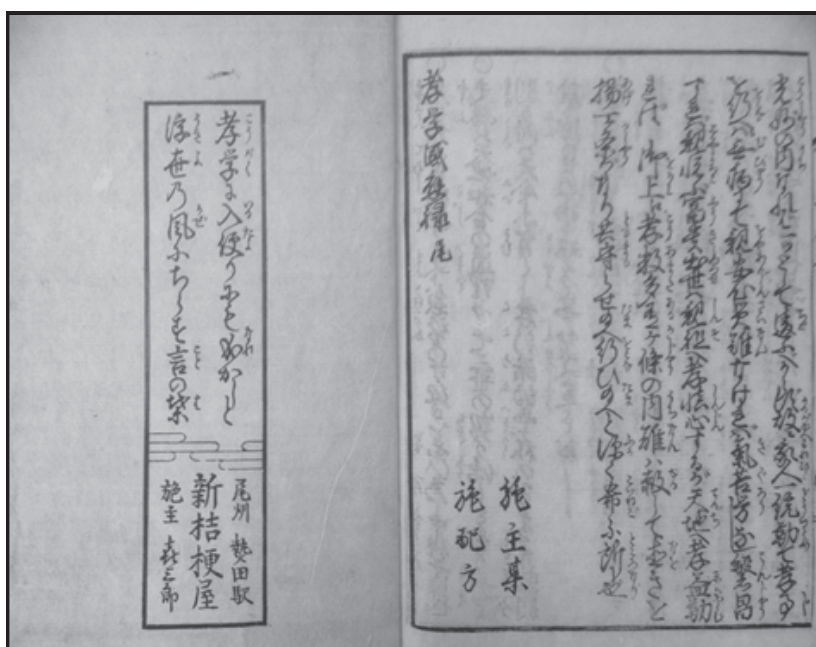
【3A】『孝学感養記 和合編』巻末



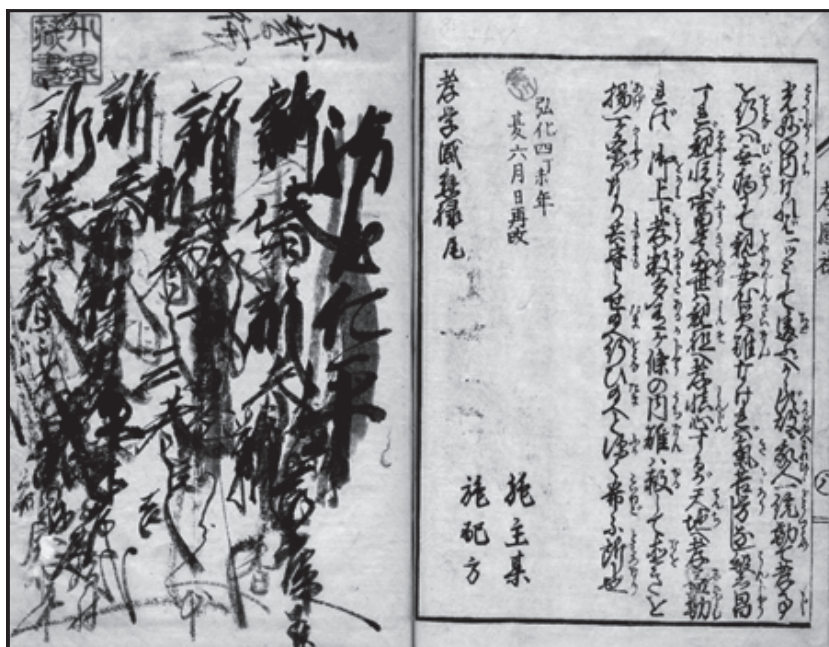
【3B】『孝学感養記 和合編』巻末



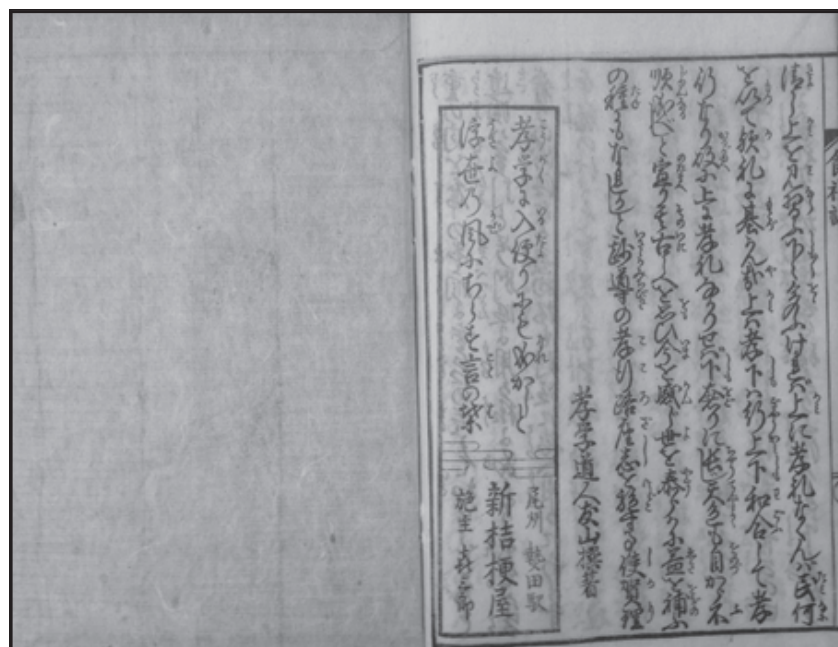
【3H】『孝学感養記 和合編』卷末



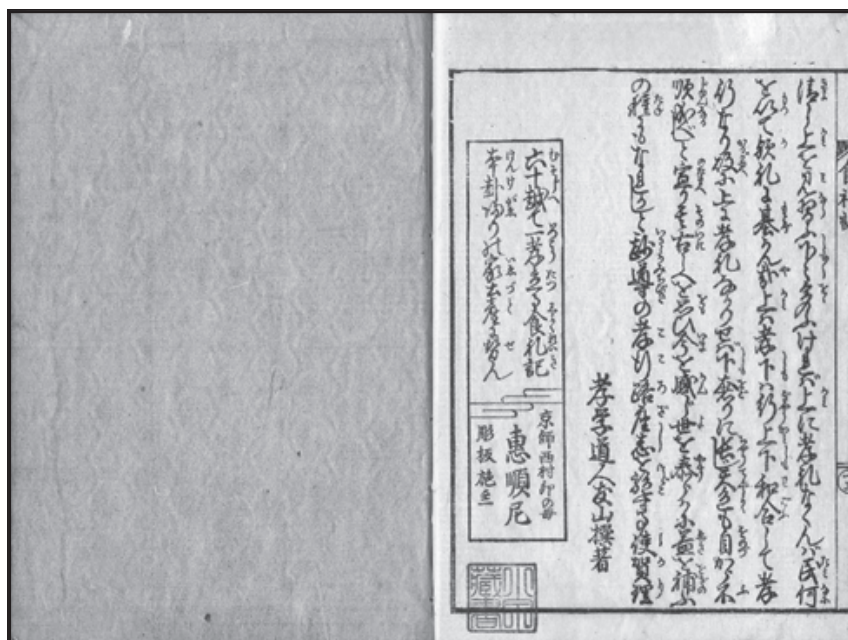
【3L】『孝学感養記 和合編』卷末



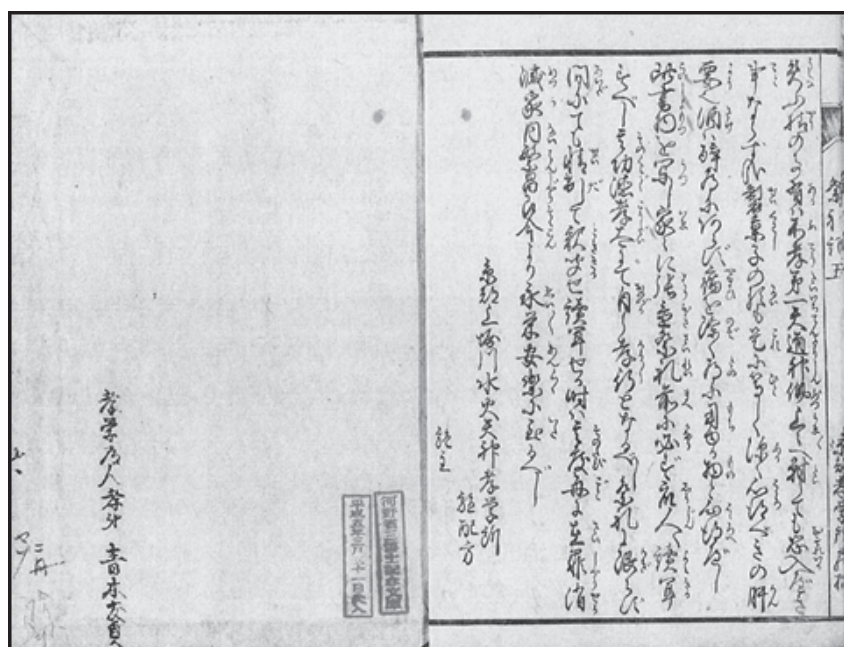
【3M】『孝学感養記 和合編』卷末



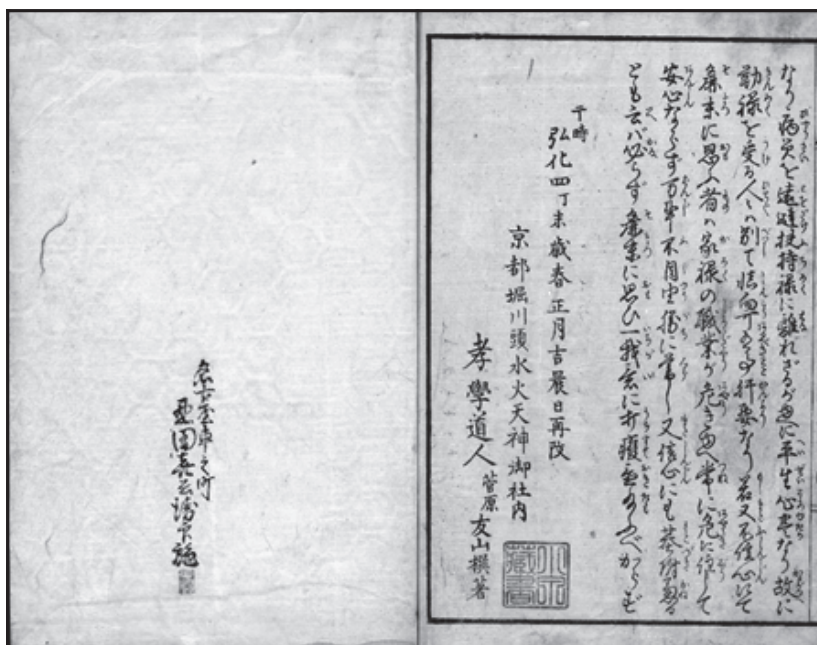
【4A】『孝学食礼記 和合編 全』卷末



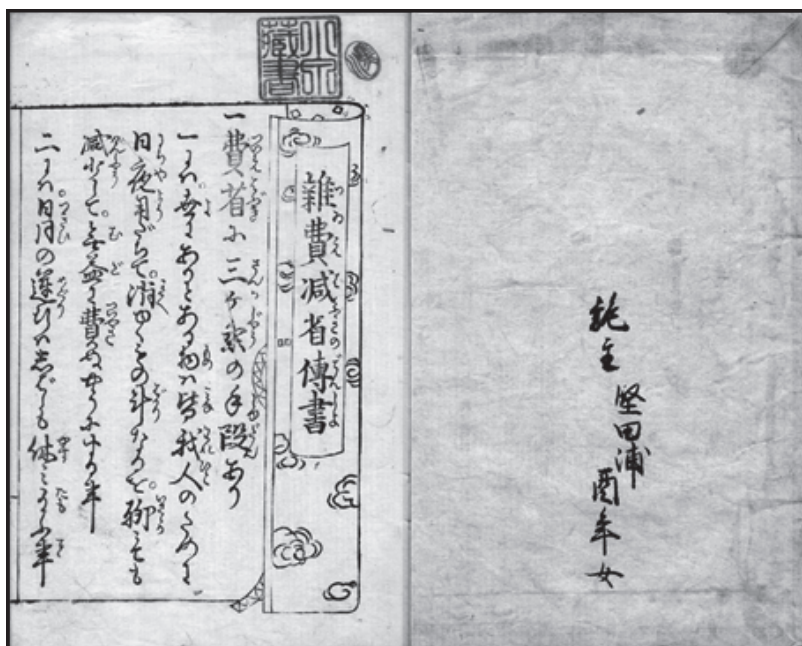
【4B】『孝学食礼記 和合編 全』卷末



【5A】『孝学祭礼記』卷末



【6A】『孝学食慎録 和合編』巻末



【8A】『費八分記 完』見返し

河瀨友白
孝貞中

【14】『孝学講釈』

客に孝の指を張きて、かたがた時々ときときに教を

【15】『大聴利徳の最上』

翻刻の部

凡例

- 一、底本に水火天満宮所蔵の版本を使った。
- 一、旧字体は新字体に、異体字は通行字体に改めた。
- 一、箇条書きの「○」内の漢数字をアラビア数字に改めた。

一、適宜、句読点や中黒（・）を施したが、濁点は加えなかった。

一、□記号は虫食い・破れを、「」記号は左側の振り仮名を表す。

【翻刻1】『孝養文』

孝養文初

奉清淨拝□

孝ハ諸道の要、善行の根元□□□孝立バ万善是仁従ふ。
実仁孝ハ万善万行の為、源能勤行ふ時ハ天道神仏の本願仁叶、悪事・災難を避、無病延命・富貴繁昌・
即今来世・栄花安樂仁至るべし。
君臣不和なれバ親の心不安

夫婦不和なれバ親の心不安
兄弟不和なれバ親の心不安
朋友不和なれバ親の心不安
親族不和なれバ親の心不安
業職不情なれバ親の心不安

親の心安んずるを以て孝の行ひと次。親安ずれば天地安んじ、天地安んずれば神仏の心仁叶。親不在バ、我身直仁親の遺体なり。恨謗□□耻目を不請、病を厭ひて、身上仁□□、先祖の血流を明仁、孝名を後世仁揚るハ孝養の至なり。故仁德行万通の根元□□孝の一結仁止まれり。十相重りて攻□□。少の冠仁子を附て、孝と読字の信心ハ、其孝行路座志を多仁附置、日々に勤行ふ時ハ、人相・家相・方位、悪日禍ひ変じて吉事トなり。孝徳天地仁満る時ハ国民豊仁泰平なり。一切の書教、縮る所ハ孝道仁至より外道なく、未書教□□根強く仁共、孝信の基を守れば、外の善事ハ枝葉□□根強く感る。孝官ハ仁満、自ら仁在す。天の神ハ□□信心の靈驗なり。

孝養文 尾

謹上

【翻刻2】『孝養文功德書』

孝養文 奉 拜 読功德書初

① 孝ハ諸道の要、善行の根元、積徳の最上たり。故

天道神仏世界聖主、皆孝の一結ニ孝行路志を込て、徳精を納メ、其孝明を界内界外ニ照耀し、世精を補ふの孝養文なれば、孝の文拝読の功德ハ孝太無量にて尽すべからず。

② 孝養文拝読の行を積バ、天地感応・神仏納受、人倫

〔ひと〕 対してハ賢愚雅俗至ル迄明感通し、其徳精の至ル事速なり。

③ 孝養文拝読の行を積バ、惡念の出ル事なく、善心自ら氣ざして、直実信心基付、子孫永栄・後世安樂至ルなり。

④ 孝養文拝読の行を積バ、生涯食事事闕ず、米穀豊

仁して飢窮の愁を通れ、金銀財宝仁不自由せず、行住坐臥安心して世を渡ルなり。

⑤ 孝養文拝読の行を積バ、水難・火難・風雨・雷震・旱魃・不順無失の難題、諸の惡事・災難を通れ、変化の類近寄事あたハず。魚鳥獸の惡虫の害を除

き、万穀豊実乗なり。

⑥ 孝養文拝読の行を積バ、夫婦相生して善子を儲け、家内中能衆人、和合して、職業も自ら繁昌するなり。

⑦ 孝養文拝読の行を積バ、身疵を受ず怪我過をせず、諸の病を除〔のぞき〕け、無病延命して、諸人より愛敬を受ルなり。

⑧ 孝養文拝読の行を積バ、不浄を祇ひ穢を清メ、身心清く淨かして、心労苦難の悲ミなく、無量の悦び、無量の樂ミ、無量の福ひ自ら來ルなり。

⑨ 孝養文拝読の行を積バ、縁談物事能調ひ、人相・家相・方位、惡日災ひ變じて吉事トなる。惡魔外道も崇りをなさず、天地三光の恵ミを得て神仏の加護を蒙ルなり。

⑩ 孝養文拝読の行を積バ、運を増、富貴立身基付、善智恵を授り、能分別が出、万事附て世を明暮すなり。

⑪ 孝養文拝読の行を積バ、女人〔おんなと〕トして不足〔かたハ〕な子を産ず、血の道産前産後の悩ミなく、安く平産して、親子共ニ無事息才て成育なり。

⑫ 孝養文拝読の行を積バ、第一其国・其所・其家・其身の祈禱なり。迷ひの者も自ら得達するなり。

⑬ 孝養文拝読の行を積バ、其徳光天満、地を潤し、国を照し、家を補ひ、身仁耀き、心明か仁即今より

来世迄の疑念の雲を祓ふなり。

⑭ 孝養文拝読の行を積バ、先祖江の奉徳親代代過去前世

受し諸恩報謝なり。家の根継、身上の土台堅メ、永栄徳宝の種時なり。

⑮ 孝養文拝読の行ヲ積バ、罪障消滅・孝心成就、其

孝精仁誘て至善孝行の大道勤ミ至ルベシ。猶先、

天地神仏江の恩礼報謝上々の忠義、先祖親々江の孝行となれば、勤メて怠る事なかるべし。畏美々々

謹で奉為拝読畢。

孝養文奉拝功德書 大尾

【注】

(1) 施印の定義めいた記述として、以下のようなものがある。

「書籍・印刷物を印刷して施興するもの」(乙竹岩造「施印とポスター」東京文理科大学、一九三一、一頁)・「或る目的のもとに、或る冊子を印刷して、一般の希望者又は特定の人々に、無料頒布する物」(井上和雄「施本考」『書物展望』第七巻十号、一九七三、十頁・同著『書物三見』書物展望社、一九三九、にも所収)・「施しのために配る刷りもの」(増田太次郎『引札絵ビラ風俗史』青蛙房、一九八一、二〇〇頁)・「倫理的徳目や道歌、その意を明示する絵入りの一枚の刷り物で、道話の聴衆に配付し家庭内のどこかに貼り、常に心の注意を喚起させるという教育効果を目的としたものである」(三宅守常「石門心学と道歌」大倉精神文化研究所編『近世の精神生活』横浜・大倉精神文化研究所、一九九五、一三〇頁)・「主として民間教導を目的として冊子を印刷し、無料で頒布するもの」(中野三敏『書誌学談義 江戸の板本』岩波書店、一九九五、五七頁)・「心学者が発行したおおむね一枚刷りの印刷物のことである」(高野秀晴「石門心学の「メディア戦略」」辻本雅史・沖田行司編『教育社会史』山川出版社、二〇〇二、一六七頁)・「篤志の個人、寺社、あるいは機関や結社が出版費用を出資して作製し、

希望者または特定の人間に無料配布した書籍や摺り物」

(鈴木俊幸「施本」『日本古典籍書誌学辞典』岩波書店、一九九九、三四一頁)。

(2) 前掲『施印とポスター』。

(3) 前掲「施本考」・新田信寛「石津屋施本「六論演義大意」」「東北大学院大学論集 一般教育」第三五・三六合併号、一九五九・同「菊田屋施本「善悪種時鏡」」「東北大学院大学論集 一般教育」第三八号、一九六一・「金生堂施本「和語陰陽録」について」『東北大学院大学論集 一般教育』第四一号、一九六二。

(4) 池上英子『美と礼節の絆―日本における交際文化の政治的起源』(TT出版、二〇〇五)・横田冬彦「近世の出版文化と〈日本〉」『ナショナルヒストリーを学び捨てる』(東京大学出版会、二〇〇六年) など。

(5) Van Steenpaal, Niels. 'Taming the Fire Horse: The Free Distribution of Anti-superstition Pamphlets in Early Modern Japan,' East Asian Publishing and Society, 5:2, 2015.

(6) ファンステーンパール、ニールス『「孝学社中」実明記』―近世後期京都における「孝学所」の社中記』『近世京都』第三号、二〇一九。(校正中)

(7) ファンステーンパール、ニールス『「孝連人物考 和合

編』―美濃国における河瀬友山とその「孝連」活動』『教育史フォーラム』第十三号、二〇一八、五六頁。

(8) 『実明記』の全文翻刻は、前掲『「孝学社中」実明記』―近世後期京都における「孝学所」の社中記』に掲載されるが、現在校正中で頁番号が確定していないため、本稿における本資料への引用は原文の丁をもって表す。

(9) 「社会教育者としての孝学友山(四)」『朝日新聞 京都附録』大正五(一九一六)年八月七日。

(10) 「社会教育者としての孝学友山(二)」『朝日新聞 京都附録』大正五(一九一六)年七月二八日。また、「伏見孝釈所」という名称は、『実明記』(五丁才)による。

(11) 安政五年の発行年が見えるのは『孝学衣慎録 和合編』である。

(12) 友山の長男友伯と、二男友明も孝道普及活動に携わった形跡はあるが、「孝学所」という組織名のもとで、かつ安政年間以降に行われたことを裏付ける証拠は未だない(友伯については[14]「孝学講釈」を、友明については『朝日新聞 京都附録』(大正六(一九一七)年十月十七日)を参照)。また、友明の三男友彦(一八六九〜一九四七)を理事長に、大正十四(一九二五)年十月二十五日に、「孝学堂協賛会」が設置されたことも附言しておく。京都を主な地域に、凡そ一千五百余名の会員を

率いて、「去今一百有余年以前文化文政ノ頃孝学友山ナルモノ孝道普及ノ目的ヲ以テ孝学堂ナルモノヲ興シタルソノ唱導ヲ継承シテ」、協賛会は講演会や、孝道雜誌『わすれまい』発行、孝子節婦の表彰を事業内容とした（古谷敬二編『全国教化団体名鑑』中央教化団体連合会、一九二九年、四五六頁）。

(13) 「孝学所施配惣締方」という表現は『孝捷』の末尾にある。

(14) 似た記述は『実明記』（三丁才）にもあるが、長文なためここでは省略する。

(15) また、【38】は京都女子大学図書館の複写禁止規定により、残念ながらここで図画で表示できないが、その見返しにある施印マークは【24】【20】と異なり、見返しの真ん中に記されている。

(16) この「施主某」という施印マークはもとより版本自体にあるので、【3】の全ての版にある。ただ、【38】はほかの版と違い、別に押されている施印マークがないため、ここで「施主某」を施印マークとする。こうした実態もあるため、施印マークを分析するにあたって、今後、マークの筆記メディアすなわち直筆・押印・刻版の差にも配慮する必要があるが、本稿においては省略した。

(17) 前者二つの引用は『孝連ヶ条』天保七年版にあり、後者

は天保九年版にある（前掲『孝連人物考 和合編』—美濃国における河瀬友山とその「孝連」活動—五七頁、図Ⅲ・Ⅳ）。

(18) 『朝日新聞 京都附録』（大正五（一九一六）年七月二十八日）には、「伏見二十一組は十二に区画されて、一区画宛片ツ端から孝学の洗礼を受けさせる事になった。一度その聴講に列した者は誰しも姓名をその控帳に自署せねばなりません。この自署といふ事に良心の灯は輝きます。祖□（先か）の名を汚すとか親に粗末をするとかいふ場合何時も孝学所に自署した手が自からに戦なくと謠はれたものでした」とあるので、孝席に出席する際にも、姓名を記すことが求められたようである。しかし、この孝席は一般公開されたようなので、その視聴者は必ずしも会員である限りはない。『実明記』の記述では、「孝の本」へ姓名を公表する者は、すでに「社中へ連」つている者であることが前提となっているので、「孝の本」は「控帳」と考えにくい。よって、現時点で筆者は「孝の本」を孝学所が出版した施印と理解する。

(19) 河瀬友山の他の書物にも「名利・名聞」の否定が見られる。『水火和合』灯明記』には、「抑神仏へ灯明を捧たてまつる事ハ孝学の礼にて名利・名聞にあるべからず」と、『三野人物考 和合編』（一八三五年序）に「其孝名

を書集する人物考の名録は、名利・名聞を好む人物にあらず、代々の血流を明に、孝名を後世に残すは先祖への孝礼なり」と、『孝連人物考 和合編』（一八三七年序）に「孝学に心を寄て言散したる言の葉ハ、賢愚雅俗の趣向を不撰、有の俛に書集て一所二連、人物考と題して、後世に伝る事、先祖・子孫えの孝養にして、人々の名利・名聞にあらず」とある。

【附記】

本稿は、二〇一八年度科学研究費補助金「近世教育メディア史における「無料」の価値―「施印」に着目して」（若手研究B、17K12981）による成果の一部である。また、本稿の執筆にあたって、史料の閲覧と撮影を快くご許可くださった孝学家の方々にお礼を申し上げます。